

平成25年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

平成25年6月7日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員

なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第1	議案第55号	千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について
日程第2	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第3	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第4	議案第44号	かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について
日程第5	議案第45号	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 4 6 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 市道路線の変更について
議案第 5 2 号 市道路線の認定について
議案第 5 3 号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 5 号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について
- 日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 4 4 号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 5 号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 6 号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 市道路線の変更について
議案第 5 2 号 市道路線の認定について
議案第 5 3 号 市道路線の認定について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日、議案第55号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についてが提出され、お手元に配付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第55号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第55号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

ただいま上程されました議案第55号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。

千代田庁舎耐震補強工事の変更請負契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第55号の趣旨説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

千代田庁舎耐震補強工事第2回工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

本工事は、昨年12月10日に請負契約の議決をいただき、工事を進めているところでございます。工事を進める中で、天井下地、壁、配線、配管及びダクトの撤去、また天井材、ダクトのパッキン材にアスベストの存在が確認されたことによる処分費の追加、さらには壁、天井等のやりかえなどの内部工事及び電気機械設備工事の内容や事業量に追加及び変更が生じております。

このことから、本工事遂行に必要な2回目の設計変更を行い、去る5月30日に従前の工事請負代金に4725万円を増額する第2回変更契約の仮契約を締結いたしましたので、この契約に係る議会の議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案55号の請負契約の件なんですけれども、議会当初に宮嶋市長が撤回という、そういう事態になったんですけれども、やはり全員協議会での説明が十分にされていなかったということが、きのうの全員協議会で明らかになったと思うんですね。なぜこういうふうな事態になったのか。これについて簡単にご説明いただけますか。必要なことは、時系列に問題点をはっきりさせて、そこでどこに責任の所在地があったのか、そういうことも含めて報告いただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

全員協議会でもご説明申し上げましたが、今回の変更につきましては、特にアスベストが出たというところがございます。これについて少し経過を申し述べさせていただきたいと思います。

このアスベスト関連につきましては、ことしの1月18日に工事業者のほうから、設計仕様書にアスベストの含有分析3カ所については記載されてありますが、その他においても含有の疑いがある建材があるのではないかというような指摘が担当のほうにございました。

このことを受けて、1月23日に工程会議におきまして工事管理者、それから工事業者及び市の担当で、庁舎に使用されている11カ所の建材がアスベスト含有の疑いがあるということを確認をしまして、11の試料採取をし、分析を行うことを決定して、工事業者に指示をしたということでございます。

その指示によりまして、1月25日に9つの試料の採取をし、分析試験を2月1日に行いました。また、設備材料については2月2日に2つの試料を採取し、分析試験を2月5日に行いました。

その結果、工事業者から2月6日の工程会議に報告があり、アスベスト含有の確認がされたのが6つの試料にありまして、撤去処分を決定し、業者に指示をしたというようなことでございます。このような経過により、アスベストについては撤去処分に係る工事契約の変更が生じております。

なお、その他、先ほども申し上げましたように、内部工事であるとか、機械設備工事であるとか、そういった工事上の変更もございまして、この金額を計上させていただいた。時系列で言わせてもらおうと、アスベストを中心に言わせていただきますと、こういう内容でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

全員協議会でエダガワ設計事務所を呼んで議論をしたじゃないですか。最後に私が若干まとめたんですけれどもね。当初は、耐震補強設計をやるときに、アスベスト建材の存在を全く発注者側、市のほうは考えていなかった。ですから、仕様書になかったわけでしょう。たまたまエダガワさんは、トイレのところの伸縮材の箇所についてはアスベストの危険性があるということで、

その部分だけはアスベストのテストピース、これをとって試験をして、その分については設計に入れたと。

しかし、協議の中でも天井材、大きなものは天井材ですよね、その天井材にアスベスト建材が使われていたということがわかったのは、今言った1月18日、工事業者が何とかおかしいんじゃないかということになって初めてわかったわけでしょう。

ですから、発注者側としてアスベスト建材の問題について仕様書に書いていなかった。その後も協議の中でアスベストのことについては一切触れていなかった。ところが、それで設計書ができちゃったわけでしょう。耐震補強の設計書ができた。それで、工事の業者のほうで初めてわかったということなんですよ。ですから、そこも明らかにしないと、今回アスベストが何か関係ないみたいなことを市長がこの前言いましたけれども、そのままやっっちゃえばいいんじゃないかと。あれは問題だと思いますよ。そのままやっちゃったら、アスベストの建材を撤去したら、その撤去費用は業者が持つようになってしまうわけですから、そういうところも時系列で話をしていきたいと思うんですけども、設計段階のやつは私が全員協議会で確認した経過でよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

仕様書に書かれていなかったということについては、そのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、そういうことも含めて説明しなさいと言っているんですよ。仕様書に書いていなかったと。設計業者は仕様書どおりにやるわけですから。本来ならば、もっとすばらしい能力のある設計業者であれば、ちょっといろんな経験の中でここは危ないんじゃないかというふうにしてまた話したかもしれませんけれども、あくまでも協議の中ではそれはなかったんだということも、協議の中でもアスベストの問題についてはされていなかったということも確認できますね。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ご指摘のとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、私が時系列で言え、言ってほしいというのはそこから言ってほしかったんです。設計段階でどうだったのか。1月18日からの話じゃないんです。その前からの話、設計したときからの話をちゃんと時系列でやったほうが、今回ももめなかったんじゃないかなと思います。

以上、終わります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

アスベスト問題でいろいろ問題になっているようですが、アスベストで大きな社会問題になりまして、そのときに国、県から補助金が出まして、地方公共団体の施設はもちろんのこと、不特定多数の事業所等は全て調査していると思うんですね。その調査報告書が県、国に出ていると思うんですが、控えは当然かすみがうら市にもあると思うんですが、そういうものの存在はどうなんですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

現段階ではそれを確認できておりません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

確認できていないということは、一応確認したんですね。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

その資料、控えですね、それが存在しているかどうかは現段階では確認をしてございません。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

もう設計段階で、建物が古いんだからアスベストがついているかついていないかは大体常識で判断できるはずですよ。その前に、宍倉出張所の件でもアスベストの関係は質問しているんですよ。当然そういうものは設計段階で執行部側では調査して、こういうものがありますよと、市になれば県、国にあるはずですから。非常にこれ大きな問題。

きのう加藤議員が帆引き船の問題でも、ちょっとそれですが、質問していました。昭和40年代の古い船。あれは船が古くなったから16年に新造船つくってくださいよというようなことで、あれをつくったんです。当然、そのときに今の40年代の船はもう廃船にすべきなんです。それも担当では何もわからなかった。当時、私は議論しましたから、その件についてはよく知っているんです。アスベストの関係でもう国、県からの補助金はもらっているんだから、当然市に資料が残ってなくちゃならない。残さなくちゃならない。全てがやることをやっていたというように私は思えてならない。この問題について私は反対するわけじゃないけれども、やはりきちんと最初から出すものは出して、資料を出して設計してもらおうというのが一番大事です。

設計者は予測もつくはずですし。工事をやってしまったら、今回の補正、これはつじつまが合

わない話なんですよ。この工事については専決してもいいはずだったんです。今後において、そういうものを十分に、資料が残っているはずですから、調査して出すものを出して設計してもらおう。その間にこうしたものはいっぱいあるんですよ。旧霞ヶ浦の庁舎も壊しています。アスベストがあったかないかは私わかりません。安飾小学校の多目的集会施設も壊しているんですよ。それもアスベストがあったかないかは私わかりません。しかし、資料は残っているはずですから。今後において、そういう資料をきちんと整理しておいて、設計の段階で提出すべきと私は思いますが、考えについてお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ご指摘のとおり、設計の段階でそういったものについて配慮していればよかったなと思っております。配慮が足りなかったというふうに反省をしているところでございます。今後は、ご指摘のように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

総務部長が謙虚な気持ちで答弁されたので、今後においては、やはりそういう資料が残っているはずですから、それはこれからでも解体工事があるはずですから、早急に探して、できたらば参考のために見せていただきたい。

以上。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第55号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を集結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（鈴木良道君）

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で承認第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第1号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（鈴木良道君）

日程第3、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

承認第2号のかすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これは後期高齢者医療制度の問題についてかかわっていると思います。

今回、資料説明が出ております。これに基づいて具体的な例として説明を求めたいと思います

が、よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

承認第2号のかすみがうら市国民健康保険税条例の主な改正内容についてでございますけれども、2つほどございます。

具体例ということでございますので、6月4日にお配りした市長提出議案に関する説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

この表には、参考例としまして、夫婦2人世帯で、世帯主である夫は75歳以上であるため、後期高齢者医療制度の加入者となります。所得が50万円。そして、妻は75歳未満のため国保加入者で、所得が50万円という設定になりますので、この世帯については特定世帯ということになります。

この特定世帯は、世帯の所得には関係なく、特定世帯となつてからの5年間はこの表の2段目のところの上の部分に記載してありますように、医療保険分の1世帯当たりの平等割額が、1段目の表の軽減措置がない場合には2万円ですが、これが真ん中の表では2分の1の1万円に、そして後期高齢者支援金分の平等割額につきましても7000円から3500円に、それぞれ2分の1の軽減を受けているところであります。

今回の改正の1つ目となりますが、このように特定世帯として世帯別平等割額の軽減を受けていた世帯についての軽減措置の期限は5年間となっておりますが、5年を経過してからもなお特定世帯と同様の状態が継続する世帯につきましては、さらに3年間は特定継続世帯として、3段目の表にありますように、この表の上の部分に記載してありますように、医療保険分及び後期高齢者支援金分のそれぞれの平等割額が、2分の1から4分の1の軽減に軽減割合は減ってしまいますけれども、4分の1軽減され、4分の3の額となって1段目の2万円から3段目の1万5000円になり、また、後期高齢者支援金分につきましても7000円から5250円に減額するための制度を追加したものでございます。

次に、世帯の一員が75歳以上となったことによりまして、国保から後期高齢者医療へ移行となった者がいるような低所得者世帯に対しましては、世帯の所得に応じて、医療保険分及び後期高齢者支援金分のそれぞれの1人当たりの均等割額と世帯当たりの平等割額について、7割、5割、2割を減額するという減額措置が講じられております。この7割、5割、2割の軽減を受けるための所得の判定につきましては、世帯全員の所得を合計した金額が基準となりますので、この参考例の世帯の所得を合計しますと100万円ということになります。この表の1段目には、軽減がない世帯の場合を計上しております。この表の2割軽減の計算の計算式の中に、35万円に妻1人を乗じたものに33万円を加えると68万円というものが記載してあります。この場合は、所得額の100万円より算出した金額が少額であるため、軽減には該当しないこととなりますが、2段目の特定世帯の表では、2割軽減の計算の計算式では35万円に夫と妻の2人を乗じたものに33万円を加えますと、算出金額が103万円ということになりますので、この金額が合計所得の100万円を超えているため、2割軽減に該当するということとなります。

今回の改正の2つ目は、この国保税の軽減割合を算出する際の計算の中の人数についてござ

いまして、1人の場合には軽減に該当しなかった世帯が、2人で計算することにより軽減を受けることができる世帯となります。このように、対象になる世帯の範囲を拡大させる措置が講じられておりましたが、この計算の中で2人としていた特例制度の期限が5年間の期限つきのため、本年3月をもって期限切れとなりますことから、この規定を恒久化する改正を行ったものでございます。

具体的な金額で申し上げますと、表の中の2段目の特定世帯の場合、合計所得が100万円のため2割軽減が該当しますので、医療保険分の均等割額は通常の2万2000円から1万7600円に、平等割額は特定世帯としての2分の1の軽減に加えまして、さらに2割の軽減が受けられますので、2万円から特定世帯の1万円となったものが、さらに8000円となるものでございます。

後期高齢者支援金分も同様に、均等割額が6400円、平等割額が2800円になるものでございます。

また、3段目の表にありますように、特定継続世帯になったと仮定した場合につきましても、2割軽減に該当することになりますので、医療保険分の均等割額は2万2000円から1万7600円になり、平等割額は4分の1の軽減に加えてさらに2割の軽減が受けられますので、2万円から1万5000円となったものが、さらに1万2000円となるものでございます。

後期高齢者支援金分につきましても、均等割額は6400円に、平等割額は4200円となるものでございます。

なお、この表には妻の年齢を65歳以上と仮定しておりますので、介護納付金分の負担世帯には該当しないということで示させていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それぞれ均等割額と平等割額の減額というか、そういう形になっていると思うんですけども、これを見て気づくかなと思うんですけども、平等割額が特定世帯で1万円ですが、平等割額、これ今後4分の1に軽減するということは、縮小されるわけですね。1万5000円になりますよね。ということは、簡単にいうと1.5倍ということになるんです。

後期高齢者の問題は、今までは家族で保険というものが成り立っていた。これが75歳になったら個々人になっているから……

[「議長、一般質問になっている」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

ですから、この分について、ちょっと待って。そういうことで、1.5倍になってしまうんじゃないですか。どうですか。均等割のほうです。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

特定世帯となった場合ですけども、5年間につきましては2分の1の軽減がありますので、2万円が1万円に半分になるんですけども、5年を経過した後の3年間については4分の1を軽減しますので、2分の1の軽減からは1.5倍ということになって、2万円が1万5000円になる

ということで、1万円からは5000円の増になるということになります。ご指摘のとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これについては改善するという考えは、市長、ございませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ありません。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で承認第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第2号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 議案第 4 4 号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第44号 かすみがうら市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第44号の子ども・子育て会議の条例の件ですけれども、まず1つ、子ども・子育て支援法についての市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

会議条例の制定であります。税・社会保障一体改革のうち、子育て支援の分野では、保育園への参入基準をこれまでの認可制から指定制に移行させるなど、公費で支援する施設などの数を抜本的にふやすと。また、延長保育、病児・病後児保育なども拡大し、さまざまなニーズに対応するというので、現行制度を新制度に持っていくということでもあります。

それについての私のコメントということですが、現行制度から保育園の参入が指定制になるということについては、規制がきちんとする、厳しくなることはありますけれども、それだけの財源的な裏づけもやるということでもありますので、制定については前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もう一つ、委員の選任の件なんですけれども、前にさくら保育所を公設を民設にするときに事業者をやるというときに、あのときも議会議員をその組織の中から外してやったんですね。今回も議会議員が外されていますが、この除いた理由なんかはどうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

ただいまの子育て支援会議の構成メンバーについてのご質問でございますが、特に議員さんを外したということはありません。子育て当事者の参画に配慮したものであって、選任については今後協議して決めたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、有識者というか、必要であれば議会からの議員の選任もあり得るということで確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

この中には、メンバーといたしましては子どもの保護者、子ども関係団体に属する者、保育関係者、教育関係者、学識経験のある者、その他市長が必要と認める者ということになっておりますので、こういう中から依頼をしたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ア、イ、ウ、エ、オとありますよね。その他市長が必要と認めるとどこに書いてあるんですか。

[「議案書に書いてあります」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

議案書に書いている、じゃいいです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案の概要書で私見ていたもので。申しわけございません。

実は、この子育て支援法そのものについてなんですけれども、私、見解を求めたのは、この子育て支援法の中身なんです。これについての市長の見解だったんですけれども、きのう、小松崎議員が一般質問で保育所の問題の民営化について、役所にとっても手間もお金も、これは経費のことを言っているんだと思いますが、かからないというふうに言っているんですけれども、市町村の保育実施義務、これ24条にあるんですけれども、保育実施義務というのは、今回の支援法では曲がりなりにも保たれているんですね。それについて、民間でできることは民間でということという、または役所にとって手間もお金もかからないという答弁は、保育の実施義務ということについて放棄したような発言に思われるんですけれども、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

保育の実施義務を放棄したということではなくて、いわゆる公立で保育所を運営するという煩雑さを民間でできるものは民間で運営してもらいましょうと。民間で運営する保育所についての、これもいわゆる保育事業の一環ですから、保育事業全体が100であるとすれば、そのうちの民間で建物であるとか職員の雇用であるとか日常的な運営について70なら70の部分を持ってもらって、全体の公立、いわゆる公でやる部分の負担を30に減らすと、そういう捉え方をしてもらえばいいと思います。従来90であったものを全体としては100にするという、むしろ保育事業に対する保育料の支援なども含めると、従来よりは充実したものになると。そういうトータルとしては充実したものになると。一部を民間でやってもらう分を今までよりは割合をふやすんですよという考え方です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そう言うんですけれども、特に認定こども園がこの中に入っていますよね。それは、保護者が施設に直接申し込む、そしていわゆる直接契約方式ですよね。保育料も自由に園が決められると。基準も保育園か幼稚園のどちらか低いほうにすることができるというふうになっているんですね。これについては、市長はどういうふうに考えていますか。これはかかわらなくなってしまうんじゃないでしょうか、認定こども園になると。どうでしょうか。市長でなくてもいいですけれども、保健福祉部でもよろしいですよ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

ただいま認定こども園に移行した場合に保育料、そういったものについて業者さんが設定するようなお話が、そういうふうになるのかというようなご質問かと思いますが、料金につきましては業者が決めるわけなんです、その決める選定に当たりましては、市が介入してある程度情報等を提供いたしまして金額を定めるようなことなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保護者と園との直接契約になるということは事実でしょう。この点については答えていませんよ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

そのようなことになります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、地域子ども・子育て会議の設置というのは、いわゆる国で設置された子ども・子育て新システムの一連の支援法の中なんですけれども、この設置は努めるものとするといって努力義務を課していますが、これは何が何でも設置しなければならないものなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

子ども・子育て支援法の中では設置の努力というふうなことですが、その後で、市といたしまして子ども・子育て支援計画を策定する上では、そういった会議の中から意見をお聞きいたしまして、意見を述べていただきまして、それで計画を策定するということですので、つくようなことになります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、何が何でもつくらなければいけないというわけではないということですね、裏返せば。ということですね。ただ、当市はこれをやりたいということだと思えるんですけども。

それと、この子育て支援法の財源については、今、税と社会保障の一体改革と市長はおっしゃいました。そのときは、消費税を財源とするということが担保されているんですよ。この点につ

いては市長、ご存じですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことであります。消費税については地方へ来る分と、3.75でしたっけ、国へ行く分。最終的に10%になったときに国へ行く分と地方へ行く分が両方ともふえることとなりますが、当然、今言った新制度になった場合には、地方の負担もある程度は求められるのではないかと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どうしても設置をしなければいけないという、そういう立場だというふうに理解したとします。そうすると、住民要求を正しく反映させるということがやっぱり必要だと思うんですね。ニーズがどこにあるのかということですね。そういうニーズ調査も含めて、やっぱり保育関係者の委員の人数をもっとふやすということも考えられるんじゃないかなと思いますが、そういう増員という可能性はあるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今のところ15人以内の委員で構成しようということを考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

増員は考えていないということですか。できる限り広く要求を聞くという、そういう方策も考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第44号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第44号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第5、議案第45号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案45号なんですけれども、この条例について一部改正に至った、500平方メートル以下についても改良土はだめだというようなことをうたったわけであります。そういう意味で、なぜ今こういう条例改正になったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

まず、背景ということでございますけれども、平成24年度におきまして、2回ほど改良土と思われる土砂の埋め立て行為がございました。いずれも500平米以下ということでの埋め立てでございました。その中の1つの区長さんから、改良土であって、そのほかの物質も検査してくれというような要望がございました。その中で、27項目の検査をいたしましたけれども、有害物質については基準値以内ということでございました。ただ、イオン濃度については検査が高アルカリでpH12ということで、最高が14ということで、かなりの高アルカリが示されました。このアルカリについては、pH12以上となりますと、植物の繁殖にも影響が出るというような形で、有害物質というわけではないとは思いますが、周辺に影響を及ぼすというようなことが考えられますので、改良土については500未満であっても規制するというようなことで議案の改正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、平成24年に2件あったと。その前は、それなりに件数があったというふうに思いますが、その点については把握しておりますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

24年度の2件ということで、その前についてはちょっと調べてありませんので、回答できません。すみません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

調べるように言っておいたんですけれども。時間がなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

すみません、課長のほうで手持ちがあるそうなので、課長のほうから答えていただきます。

○議長（鈴木良道君）

環境保全課長 タサキモリイチ君。

○環境保全課長（タサキモリイチ君）

今までの改良土と思われる残土の搬入なのでございますが、平成18年度から平成24年度までで合計16件記録してございます。内訳といたしましては、霞ヶ浦地区が11件、千代田地区4件でございます。

それで、平成21年度にゲリラ的に埋め立てが連続して行われまして、そのときには搬入者の逮捕者が出ている状況でございました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなりそういう意味では、今16件、今言ったようにゲリラ的に連続してやられているという、そういう実態があるということなんですので、やっぱりそういう立場で、背景はこういう背景があるというのをもうちょっと丁寧に最初に説明していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

改良土というようなことになっているんですが、これはセメントと石灰を混合し、化学的安定処理を行うということなんです、この件について具体的に安定処理、どういうふうに安定するのかお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

セメント、石灰ということで混合いたしまして安定処理をするということで、セメント、石灰等をまぜる段階におきまして、脱水作用等もできまして、そういうことで含水比等も下がって改良土というような形ででき上がるということで聞いております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ、脱水処理というようなことなんですが、含水比率ってどのくらいまでが埋め立てしてよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

土質の関係の表によりますと、第1種発生土、第2種発生土、第3種発生土、第4種発生土、また、泥土というように分かれてございます。それで、通常使えると思われましてのが第1種、第2種、第3種ということで、含水比40%というものだというところでございます。また、泥土とか第4種発生土は主に使用する場合は改良するというところで、その改良したものについては、約でございましてけれども、第3種の建設発生土に見合った含水比40程度になるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この改良土について、土浦にも2カ所ほど改良土センターというのがございますが、掘削現場で改良土にしたもの、あるいは改良土センターでもって改良土をつくったもの、どちらが持ち込んでいいのか、どちらがだめなのか、全部いいのか、ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

改良土ということで、定義づけが土及び泥土にセメントと石灰をまぜたものが改良土という定義でございまして、現場内で使用するようなこともあろうかと思えますし、また土浦市のように水道または下水道工事で改良土を認めて、工事では認めているということでございますけれども、市の土砂の条例につきましては、簡単に言いますと、改良土が改良されたもの、また全然していないものは自然物ということで、持ち込むものは自然物の土ということで解釈しております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

掘削現場で改良したもの、あるいは改良センターで改良土に変えたもの、どちらを持ち込んでいいのか、両方ともいいのか、片方はだめなのか。ただ工事業者によっても相当変わってきますよね、問題が。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

残土の持ち込みというよりは、市内においての建設工事において改良土を使用するかしないかというご質問だと思います。そういう中で、今現在国交省の直轄事業については改良土を勧めている状況でございます。また、ほかの自治体においては、国交省から命令的なものはございませんで、技術の助言程度のもので各自治体においては国交省並みの使用はなくて、まちまちな対応だと思います。土浦においては一部しておりますし、鹿嶋市においては多分改良土は使用していないと思います。

そういう中で、公共事業においてはそういう形で勧めている部分もございますけれども、残土条例の中においては、先ほども言いましたけれども、自然物以外のものについては規制するというところでございます。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ちょっとよくわからないんですが、具体的に申し上げますけれども、工事現場でもって含水比率が85%あったもの、それを工事現場で石灰あるいはセメントでもって混合して、含水比率を下げて持ち込む方法ありますよね。工事現場においても、元請があって下請があって、その下請があるかもしれない。下請の下請の下請がそこでまた掘削残土、含水率85%以上のものを石灰、セメントでもって混合した場合にはどういうものになるか。あるいは、85%ものを改良土センターへ持ってきて、石灰、セメントで水分調整して持ち込んだものはどういう扱いになるのか。その辺をお伺いしたいんですけども。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

残土条例に関しましては、先ほどと同じになりますけれども、改良したものについては残土条例の規制になるということでございます。自然物のみの搬入が残土条例で許される部分ということでございます。また、工事内での泥土の使用等につきましては、その工事内で改良して使用は可能だと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

要は、やり方によっては産廃になる。そこが一番大事なんです。法令審査会でそういう議論

はなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

法令審査会の中ではそういう議論はなかったようでございます。ただ、汚泥、汚泥と言いますけれども、今、栗山議員さんがおっしゃいました建設汚泥については、やはり産廃扱いということでそれは本当に慎重に扱うものと感じております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

あとセメント処理したものは、場合によっては六価クロムが出る可能性もあるわけですよ。非常に解釈によってはオーケーになるかもしれない、解釈によってはだめだと。この辺をきちんと法令審査会でもって、かける前にきちんと明記して、誤解のないようにする条例が一番いいのかなというふうに私は思うわけで、考えだけをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

土の中の有害物質につきましては、規則の3条において検査をするというようなことが1つございます。また、実際、改良土という中での協議でございましたけれども、改良土、本当にご指摘のように調べれば調べるほどなかなか難しいし、発注者によっても使っているところと使っていないというようなところもありますので、本当に今ご指摘のようにいろいろ難しいところもありまして、詳しいところがわかっていない部分もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

今、栗山議員のお話を伺ってしまして、幾つかの疑問点が出たので、改めてお伺ひしたいと思います。

改良土、そして発生土、この違いはどのように仕分けているんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

土の分類上は、発生土ということで第1から第4ありまして、泥土もございます。そういう中で、自分もこの間までちょっとわからなかったんですけども、調べてみましたらば、現在、第1種発生土とか第4種発生土と言われるものについては、本当に現場から出たものかと思っただけですけども、改良されたものもその中に入るらしいです。それで、条例の中では、市の条

例でありますと第1、第2、第3種まで認めるよと規則に書いてあるんですけども、その上に、改良土はだめですよと書いてあるので、土の分類の中においては、自分から言うのも何ですけども、そつなくその部分はちゃんと明記してあると思います。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

この条例をつくらなければならない、そういう状況、今までにあったかなかったか。また、どのような形でこの条例が必要になったか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

改良土の禁止につきましては、茨城県内全市町村が禁止しているわけではないです、まず。ただ、鹿嶋市においては、過去においてもいろいろな裁判事件とかそういうものがございまして、だんだん厳しくなった経過はあると思います。また、先ほどペーハーが高いということで植生に影響があるというのも1つでございます。

また、もう一つにおいては、これも100%言い切れることではないですけども、改良土と思われる土が搬入されたような場合は、やっぱり早朝から約半日くらいでばたばたとゲリラ的な本当に搬入で、通報がなければもう何もわからないうちに、ダンプの確認もできないし事業者の確認もできないということで、あとは地権者からの確認ということになるんですけども、地権者もあやふやなことになりますので、なかなかそういうことで改良土の規制は難しいということです。

1つはやっぱり、もう一つありますけれども、改良土の中で先ほども栗山議員さんからありましたけれども、産廃の可能性もあるというのもあったんですけども、今まで搬入されたものが産廃ではないとは思いますが、そういうこともありますので、いろいろな面で規制する必要があるということが1つと、あとは100%市でそれを対応できるかということ、これも改良土の判定もかなり難しいところがあるみたいなので、それも難しいと思います。ただ、改良土全てを禁止するというので抑止する条例ができるのかなということで、その抑止するところに一番私は期待しています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

今、改良土ということが非常に難しいという部長のお答えなんですが、確かにこれ改良土じゃないよと、ただ発生したんだよと、その搬入した方が、また、その土地の所有者が、いや、これはもう俺が買った土だよということで、この条例、また法令等を逃げるような手段を使う場合が想定されると思うんですけども、そういう中で、これは何を言っているんだと、改良土だよと、絶対的に改良土だよということでは、やっぱり証明するに当たってはどのような方法がありますか。お伺いしたい。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ご質問的にはかなりきつい質問で、なかなか100%改良土と言い切れるもの、それを言い切つて何か訴訟に持ち込むということになれば、大変な作業だと思います。ただ、いろいろ県なんかで聞きますと、薬がありまして、改良土と言われるものは赤とか黒じゃないので、グレーっぽいので、それをかけると紫に変わるような薬もあって、それを話は聞きました。ただ、それはアルカリが強いということで、改良土はアルカリが強いということの一つの判定だと思います。

あともう一つは、条例と規則の中にあるんですけども、出どころの証明といいますか、発生元の証明ということで、その発生元の証明というのはストックヤードとか改良土の工場ではなくて、その工事をやった出どころの証明ですね、それが出れば当然改良土ではないという判断はできると思うんですけども、それも過去においては偽造とか何かもありますので、100%というものなかなかこれは難しいとは思うんですけども、ただ、書類上はその発生元の書類が出てきて、現場を見て、実際工事をやっているということであれば、それは改良土ではないというような判断はできるかなとは思うんですけども、100%はなかなか難しいと思います。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

部長の答弁、あらを拾うようでもことに恐縮なんですけど、じゃ改良土か改良土でないかというのは、100%断定することはできない。職員にその判定の重さが乗っかってくる。まして、役所のこの条例を遵守する公務員としての方が幾ら条例があっても発生土だと、改良土だと断定する基準というものが明確になっていないというのが現状ですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

土壌の分析でセメントとか石灰が出ればいいんですけども、今聞いている段階では、私どもの会社ではちょっとそれは無理ですという答えがあって、今も探しているところなんですけれども、それが出ればこれは一発でわかると思うんですけども、ただ、今の問い合わせの中ではセメント、石灰の検出はできないという答えがあるので、自分としてもそれが一番のネックかなとは思っていますけれども。

あとは、やっぱり調査とか何かが必要になるということなので、改めてこの条例を上程するに当たっては、警察の協力も必要ということで、県警本部と土浦警察署にはこういうことで厳しくなるのでお願いしますということはお願ひしてきました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

11番 小座野定信君。

○11番（小座野定信君）

農業委員会事務局長おられますので、農業委員会の立場として、やはり農地を保全をするお立

場の中で、この条例が生きる、生かされるということは我々も、私としても十分に判断できるんですけども、現在、農地法上、農地法の土地改良の枠、また残土条例との隔たりというんですか、重なる部分もあると思うんですが、逆に相反する部分も出てくるんじゃないかと思うんですね。この中で、条例の中でまだ条項全部は私も頭に入っておりませんが、どうですか。農業委員会としては、この条例の取り扱いについてはどのようにお感じになっているか。局長、もしわかりになればお答え願いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

農業委員会事務局長 小松崎 昇君。

○農業委員会事務局長（小松崎 昇君）

小座野議員さんの質問にお答えします。

議員さん言うように、農業委員会としてもこういう条例ができれば有利かなと考えております。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

5000平米以上は県の許可ですよ。そうすると、5000平米以下は市ということで、市の規制がきつくなって、5000平米以上になったときには同じような適用になるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

県に確認したときはあるんですけども、やっぱり地元の条例も尊重しなければならないということで、細かな説明はできませんけれども、地元の条例も尊重するという答えをもらっています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

地元の条例を尊重するというけれども、確約はとっていないんだね。きちんとした確約は。尊重するというだけで。これは一番大きな問題だと思います、私。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時21分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

先ほどの県は尊重してくれるというお話をいたしました。事務的には、5000平米以上の事業があった場合には、県のほうから市のほうへ意見を求めるような形になっています。その中で、市の回答といたしましては、市の条例がこういうことでありますからこういうふうにしてほしいということで、意見を添えて県に提出するというので、その意見に添って県は許可を出しているようでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

栗山議員、よろしいですか。

その他の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第45号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第45号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第 46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第46号 かすみがうら市光をそそぐ交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第46号でございます。これは廃止の条例だと思うんですけども、これまでハートフル相談員、それから図書館司書の増員、それぞれやられておりますが、この配置と実績、その金額についてお尋ねします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

お答えします。

基金の総額が1050万円です。図書館司書につきましては、平成23年度、24年度とも3名分の増員を基金から充当しております。内訳につきましては、平成23年度賃金として333万1780円です。24年度賃金としまして333万3000円。図書館司書につきましては合計で2年間で666万4780円の実績でございます。ハートフル相談員につきましては、子ども福祉課の虐待予防対策事業ということで平成23年度から1名を配置してございまして、事業費の合計で平成23年度に254万3290円、24年度は229万3705円、合計としまして483万6995円となっております。

23年度分としまして、図書館司書とハートフル相談員の事業費と23年度の合計につきましては、587万5070円、これを全ての基金から取り崩して充当しまして、24年度は事業費の合計としまして562万6705円のうち基金利子を含む基金残高の全て、463万6316円を取り崩しまして、不足しました99万389円につきましては一般財源から負担をいたしました。

図書館司書の23年度につきましては3名ということですが、24年度につきましては4名、その4名のうちの3名分をこの基金から充当しております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今述べた資料は後で提出していただきたいと思っております。よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

はい、お求めであれば提出します。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、この事業は今も継続しているということを確認したいんですけども、継続しているんですね。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

図書館司書につきましても継続しております、25年度。ハートフル相談員の方も1名継続しております。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第46号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第46号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第 47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第47号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一般会計補正予算（第1号）ですね。これは全部、一つ一つじゃなくて一括して質問をするということでもいいんですか。

○議長（鈴木良道君）

佐藤議員、一問一答でお願いします。

○8番（佐藤文雄君）

それではまず、歳入の1つ目ですね。セーフティネット支援対策事業費補助金というのがありますが、これはどういう中身なんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

この事業につきましては、生活保護法の、本年8月に予定されておりますが、改正に伴いまして、扶助費等の見直しが行われます。その内容が変更になることから、現在使用しておりますパ

ソコンのソフトウェアの改修が必要になりまして、これらの改修費用でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

生活保護法の改正によってその仕組みが変わるので、その委託のほうに、いわゆる支出のほうでそれが反映されるということですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

内容につきましては、パソコン現在5台をこの関係で使っておりますが、それでそのソフトウェアを改修するというので、内容的には100%補助で整備できるというような内容でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その次に、県の支出金ですけれども、安心子ども支援事業費補助金についてご説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

安心子ども支援事業補助金につきましてご説明いたします。

これにつきましては、保育所の建設費ということでこれまでもご説明しているかと思いますが、学校法人の狩野学園及び福祉法人の廣山会、こちらが保育所を建設するというので、補助金を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは県から負担が、補助金が幾らでしたっけ、4分の3でしたっけ、4分の2で市のほうが4分の1で事業者が4分の1という中身でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

そのような内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、歳出のほうですけれども、子ども・子育て支援事業計画策定調査業務委託という、これについての説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

ご説明いたします。

これにつきましては、かすみがうら市の子ども・子育て支援計画を作成するに当たりまして、25年度でアンケート調査等を行う内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、これはいわゆる議案第44号にありましたかすみがうら市子ども・子育て会議の条例の中で会議が例えばつくられれば、これとの関係はどういうふうになるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

このアンケート調査を行うに当たりましても、子育て支援会議、こちらのほうと会議を進めて、内容等も検討して事業を実施していくような内容になります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、調査業務委託をした業者と、それからこの子育て会議の中での会議の中身なんかは調査請負された業者も参画するということになるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

業者のほうはあくまでも調査の内容でありまして、会議のほうで決まった内容を業者のほうに委託して調査するというような内容になります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、児童福祉施設の整備費についての2億1538万5000円なんですけれども、これは今言った廣山会ですか、それと学校法人狩野学園、これに対する建設補助だというふうに理解しますが、廣山会のほうは認定保育園ですよ。そうすると、市のほうで保育を受けていくということ

になりますので、市のほうがかかわってやると。入所なんかをですね。そういう形になるわけですね。

一方、狩野学園の場合は学校法人で、これは認定こども園という形になるのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

廣山会につきましては、認定保育園という形で実施いたします。学校法人狩野学園につきましては、認定こども園という形になります。もう一度、廣山会のほうは認可保育園、学校法人狩野学園のほうは認定こども園というようなことになりますので、この場合ですと、廣山会につきましては市のほうで受け付けて保育を実施するというような内容になります。狩野学園につきましては、狩野学園が受け付けて実施を行うというようになります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと私も認定保育園と間違っただですね。認可保育園でしたね。廣山会は認可保育園ということですね。一方のほうは狩野学園で、認定こども園。そうすると、これは保護者との直接契約、市はかかわらないということになりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

これは業者との関係になりますので、市はかかわりありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、さくら保育所の件というか、廣山会の設立で、来年の26年4月1日、来年の4月1日に開設されるという予定となっているように思いますが、4月25日にさくら保育所で説明会があったようなんですけれども、現段階でさくら保育所を来年度末には廃止するという、そういう発言が市長からあったようなんですけれども、これについては事実ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも予定ということで話させていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一方で、沼田学園の話は学校法人でやるということも全員協議会で出されております。ただ、自力でやるというような話なんですけれども、やはり前回も公設民営化という事業者を選考する

やり方をとりました。そのときに出た話は、保護者から子どもを中心に考えた施策をしてほしいということで、連続性と継続性を求めていたと思うんですけれども、やはり、さくら保育所を一気になくすというのは問題なんじゃないかなと思うんですけれども、少なくとも段階的な措置というのが必要だと思うんですけれども、特に臨時保育士の皆さんがいらっしゃいますよね。この方の就職口なんかも非常に不安になってくると思いますので、やっぱりそういうところについては廣山会の支援というのは必要だとは、認可保育所ですからよろしいかとは思いますが、この点についてはどうお考えですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

継続性についてはもちろんいろいろ心配な面もあるように保護者の話が出ておりました。旧霞ヶ浦地区では前例等もありますし、そういったことを踏まえながら進めていきたいとは思いますが、この前のお話し合いの中では、移行の中で少しの間、さくら保育所の従来の保育士を民営民設のほうの保育園に、場合によったら派遣しておく。そういうことも検討はさせてもらうということも言っております。それから、さくら保育所の今の保育士なんですが、保育園が1つなくなるわけでありますから、数十名の保育士が今度不必要になるわけですね。保育士としては不必要になるわけです。ですから、正職員には勸奨を適用して民営のほうに移ってもらうとか、正職あるいは臨時職を問わずにそういった措置はとって、スムーズに民営の保育園のほうの保育士の補充というか、採用の支援はしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回の補助金の認定に当たって、さくら保育所がどうしてもかかわってきちゃうんですね。そうすると、さくら保育所は市長のお考えだと今年度に廃止するということは絶対に動かないということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さくら保育所の最終的な廃止を決断するのは、やはり12月の末になるのかなと思います。というのは、やはりあくまでも今民営民設の3保育所についてはまだ建設にも着手しておりませんし、これが建築工事がある程度12月末には見えてくると、そういう中で最終判断をしていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは次に、働く女性の家の管理事業の70万4000円ですけれども、これ修繕料になっていますが、中身についてご説明願います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

働く女性の家管理事業の修繕料70万4000円の内容についてですけれども、働く女性の家の敷地内には外灯が4基ほど設置してあります。このうちの北側にある1基が、本年3月に発生しました突風によりまして地面の部分から倒壊してしまいましたので、これの修繕のため、幾分かは割高とはなりますが、消費電力が少なく寿命の長いLEDライトに機種を変更して設置したく、補正をお願いするものでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それから、千代田地区の防災無線の整備工事なんですけれども、今回10基を26基に大幅に増設を提案するに至ったと思うんですけれども、一気に26にした、そういう決意をしたというのは、どういう理由なのか。何か根拠があるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

千代田地区への防災無線につきましては、24年度に国の防災通信基盤整備事業補助金を活用し、21基の整備を実施したところです。25年以降年次的に整備を進めるべく、当初予算では10基分を計上したものです。

今般、防災無線整備事業が国の緊急防災・減災事業の対象となったことから、当該制度を活用し、不測の事態に備えるため、来年度以降の設置予定を前倒しをして用地確保ができたところの整備を進めたいということで、16基の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、減災事業というか、そういうことで前倒しする条件ができたということで今回、前倒しして26基に増設したということを確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

国の緊急防災・減災事業の対象になったということで、有利なものでございますので、これを活用して前倒しをしたということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは質問の中身をまだ言っていなかったんですけれども、こういう類の、例えばいろんな基

金というか、特別措置されたものがあると思うんですけども、元気交付金とかそういうのがあるんですけども、今回の補正予算には、そういうものは入っているでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

歳入の部分ですので、暫時休憩をお願いして確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 45 分

再 開 午前 11 時 46 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

ほかは通常どおりの交付金ということで、今回には含まれておりません。

○議長（鈴木良道君）

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

それと、消防車両の整備事業の2940万6000円、この消防自動車の必要性と内容についてお伺ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

消防車両整備事業の内容ですが、現在、東消防署に配置の消防ポンプ自動車の更新を行うものです。更新する車両につきましては、平成5年に整備し20年を経過しており、老朽化等による傷み等から防衛補助を受けまして、更新整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

これは1台ですか。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

はい、東消防署にあるポンプ車をそのまま1台更新をするということです。

[佐藤議員「1台ですね」と呼ぶ]

○消防長（井坂沢守君）

はい、1台です。

○8番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第47号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第47号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第 48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第48号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案48号ですね、下水道の、借りかえによる効果について。その結果、それから借金残高、どういうふうに改善されるのか。資料の説明がありましたよね。これに基づいてお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ご質問の1番の借換債による効果でございますが、東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧復興を支援するため、平成25年度に限った措置として年利率4%以上の旧公営企業金融

公庫資金について繰上償還を行うものであります。地方公共団体金融機構資金による借換債を活用し、借り入れ利率を1.3%と試算した場合においてお答えをいたします。

平成33年度最終償還分まで4.35%から4.95%の21件分による繰上償還を行うことで、償還金利子において借りかえ前2083万5000円から借りかえ後569万2000円となり、1514万3000円の利子減額分が生じ、財政負担の軽減に効するものでございます。

次に、その結果、借金残高はどう改善されたかのご質問でございますが、借換債による新たな借入額において10万円単位となることから、借金残高においては117万2000円の減額が生じます。以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

結果のやつがちよっとよくわかりませんが、今話したのはどこの部分でしたっけ。10ページ。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

12ページから13ページでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第48号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第48号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第 49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第49号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

同じく農業集落排水事業の特別会計でも借りかえによる効果なんですけれども、それと、その結果、借金残高がどのように改善されるか説明願います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

議案説明書の14、15ページになります。

借換債による効果でございますが、下水道事業特別会計と同様に、借り入れ利率を1.3%と試算した場合についてお答えいたします。

平成34年度最終償還分まで4.25%から4.95%の11件分による繰上償還を行うことで、償還金利子において借りかえ前1650万円から借りかえ後452万6000円となり、1194万4000円の利子減額分が生じ、財政負担の軽減に効するものであります。

その結果、借金残高はどう改善されたかとのご質問でございますが、借換債による新たな借入額において10万円単位となることから、借金残高は48万5000円の減額が生じます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第49号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第49号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 議案第50号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木良道君）

日程第10、議案第50号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

同じく50号でも借りかえによる効果ですね。それから借金残高、この説明をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長心得 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

それではお答えいたします。

今回、補正予算をお願いする件につきましては、東日本大震災の特定被災地方公共団体における復興復旧を支援するための25年度の措置に限りまして年4.0%以上の旧公営企業金融公庫資金について、保証金の免除、繰上償還を行うものでございます。

説明資料14ページをごらんいただきたいと思います。

[「16ページ」と呼ぶ者あり]

○水道事務所長（田崎 清君）

14ページ……、失礼いたしました、16ページです。申しわけありません。16ページ、ごらんいただければと思います。

まず、借りかえによる効果についてお答えいたします。

今回の4%以上に該当する企業債は6件でございます。繰上償還額は1億532万3117円になります。借りかえに伴う企業債の借入額につきましては、1億510万円を予定しております。繰上償還を行わなかった場合には、来年の3月から平成34年度までの返済期間に2669万6000円の利子負担が発生いたします。借りかえ後の利率を1.3%とした場合でございますけれども、利子負担は930万5000円で済むものと試算しております。差し引き1739万円の利子負担軽減効果があるものと考えております。

続きまして、借金残高はどう改善されるかについてお答えいたします。

やはり10万円未満を切り捨てて借り入れを行うということになります。今回、企業債元金1億532万3117円のまず繰上償還を行います。これに対しまして、端数処理して1億510万円の企業債借りかえを予定しております。この差額の22万3117円が企業債残高の減少額となると考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、3事業というか、下水道、それから農業集落排水、そして水道ということで、繰上償還なり借りかえなりやっていると思うんです。平成25年度のいわゆる地方債の残高が、現在、前に提出されたものを見ますと33億8600万ということになっているんですね。そうすると、今回の借りかえ措置によってこの3つの事業債が縮減されるということになると、これがもっと少なくなると思いますので、今回の措置によって地方債の状況が改善される。その数字については、後で計算したやつを、これは公室長かな、そちらのほうでまとめて提出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

後日提出いたします。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第50号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いてお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第50号の討論・採決は、会期18日目の6月21日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第11 議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第11、議案第42号 かすみがうら市長等政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

政治倫理条例の制定についてですけれども、これについて具体的にこの提案に至った理由について簡単に述べていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議案第42号についてですが、これは次の議案第43号も同じような質問の趣旨が出ておりますが、一緒に答えさせていただきます。

それぞれの倫理条例を提案した背景でございますが、昨年度、市職員の相次ぐ不祥事が発生し、議員の皆様を初め市民の皆さんに大変ご迷惑、ご心配をおかけしました。そのため、同様の不祥事防止を図るため、ことしの3月に公金等取扱い適正化計画を策定し、全職員に周知徹底を図り、市民の皆さんの信頼回復に努めているところでございます。

これらを踏まえ、さらなる信頼回復を図るべく、市議会議員、市長、また副市長、教育長、全職員を含めた市政全般にかかわる者を対象とした包括的倫理条例に向け話を進めてきた経過がございます。

当初は、市議会議員と市長等を一体化した政治倫理条例（案）で進めてきましたが、市議会全員の政治倫理条例は議員がみずから作成すべきとのことから、執行部において市長等政治倫理条例及び市職員倫理条例を今定例会に提出させていただいた経過がございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この政治倫理条例の発端は、あくまでも市の不祥事が続いている、市長等の執行部のトップがそれに対してしっかりした責務をもう一度改めて確認をしたいということで、倫理条例をつくるということだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本来であれば、もう公務員の義務という形で全て法律にのっとって、地方自治にのっとってやられて、公務員の義務が課されていると思うんですけれども、これは法的な拘束力についてはどこまであるというふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも倫理条例でございますので、倫理にのっとってということで、道徳的規範でござい

ますから、罰則等については本来のいわゆる懲戒規定ですか、そういったものにととっていくことになると思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第42号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、政治倫理条例検討特別委員会へ追加付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第42号については、政治倫理条例検討特別委員会へ追加付託することに決しました。

日程第12 議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定について

○議長（鈴木良道君）

日程第12、議案第43号 かすみがうら市職員倫理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第43号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、政治倫理条例検討特別委員会へ追加付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第43号については、政治倫理条例検討特別委員会へ追加付託することに決しました。

日程第13 議案第51号ないし議案第53号

○議長（鈴木良道君）

日程第13、議案第51号 市道路線の変更についてないし議案第53号 市道路線の認定についてを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

52号ですね、市道路線の認定についてなんですけれども、これはちょうど向原から下稲吉小学校のほうに向いてサカサガワのところなんですけれども、これ幅員が4メートルということですよ。この前後の道路も大変狭い道路なんですけれども、その中でこの幅員の4メートルということなんですけれども、ここは前後を拡幅する予定というのはないんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

現況は前後とも3メートルぐらいの舗装幅員と現場は見ております。4メートルということで整備するわけですが、現在は子どもたちが歩行で歩いている現状でございますので、ただ、前後に道路がありますので4メートルということで計画はしております。

また、前後につきましては、現時点では計画はなっておりません。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

ここ、以前は通学路となっていましたけれども、民有地をお借りして子どもたちが歩くだけのほんのあぜ道ぐらいのところだったんですよ。それを今回こういうふうにならば一度父兄のほうでちょっと安全管理してくれというふうなことで、じゃ貸さないよと言われて、地主さんに通行をとめられたところだと思うんだよね。そこを今回土地を提供してくれて、道路にできるということで、大変子どもたちにとってはよかったですし、また通学路としてしっかりと管理できるかなとは思っているんですけれども、向原の関係もあるし、本当であれば都市計画道路をどんと学校の前あたりまで抜いてもらえれば一番いいんですけども、本当、仮設的なようなやり方はどうかというふうにはお思いますけれども、先ほどおっしゃったように、前後のところももう少ししっかりとお願いしたいなというふうに思います。これは要望で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第51号ないし議案第53号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号ないし議案第53号については、所管である産業建設委員会へ付託いたします。

休会について

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす6月8日から20日までの13日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

次回は6月21日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時09分